

岡本特許

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1 TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2014 MAY/157-5

★「特許法等の一部を改正する法律案」の国会提出 ★

下記のような内容の「特許法等の一部を改正する法律案」が本年4月2日に参議院で可決され、5月末頃には衆議院でも可決されそうです。このまま順調に可決成立したとしても、法律の施行は来年になりそうです。

(1)特許法の改正

特許異議の申立て制度の創設

新しく特許異議の申立て制度が創設されます。歴史的に見ると、特許異議の申立て制度は長い間利用されてきたのですが、平成15年の法改正により、特許無効審判に吸収される形で廃止されていました。それを今度また復活させることになったのは、簡易型「異議申立て」と重厚型「無効審判」の2つを使い分ける方が得策と考えられたようです。米国改正法の「付与後レビュー」も影響したようです。

	異議申立て	無効審判
申立て期間	特許日から6か月以内	いつでも可能
請求人適格	誰でも可能	利害関係人に限る
審理方式	副本は特許権者に送達されるが、審理は審判官による書面審理。特許取消理由があるときに特許権者に意見書提出の機会を与える。 (平成15年廃止前の異議申立てに酷似)	裁判に類似した当事者対立構造の審理。

(2)意匠法の改正

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」(岡本特許ニュース151号参照)に加入するための整備が行われます。多意匠1出願が可能となります。この協定に加入後も、日本では実体審査の実施、厳格な6面図要求などは変わらないといわれています。

(3)商標法の改正

①保護対象の拡充

色彩や音の商標について、我が国商標法の保護対象に追加するとともに、出願手続等について所要の 規定の整備が行われます。

②地域団体商標の登録主体の拡充

地域ブランドの普及の担い手である商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人(NPO)が地域団体商標制度(※)の登録主体に追加されます。

※地域団体商標制度とは、商標の登録要件を緩和し、「地域名+商品名」等からなる商標の登録をより容易なものとする制度です。(現行法上、登録主体は事業協同組合等に限定。)